

【資料2】

滋賀県

世代をつなぐ

農村まるごと保全向上対策



滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 ロゴマーク



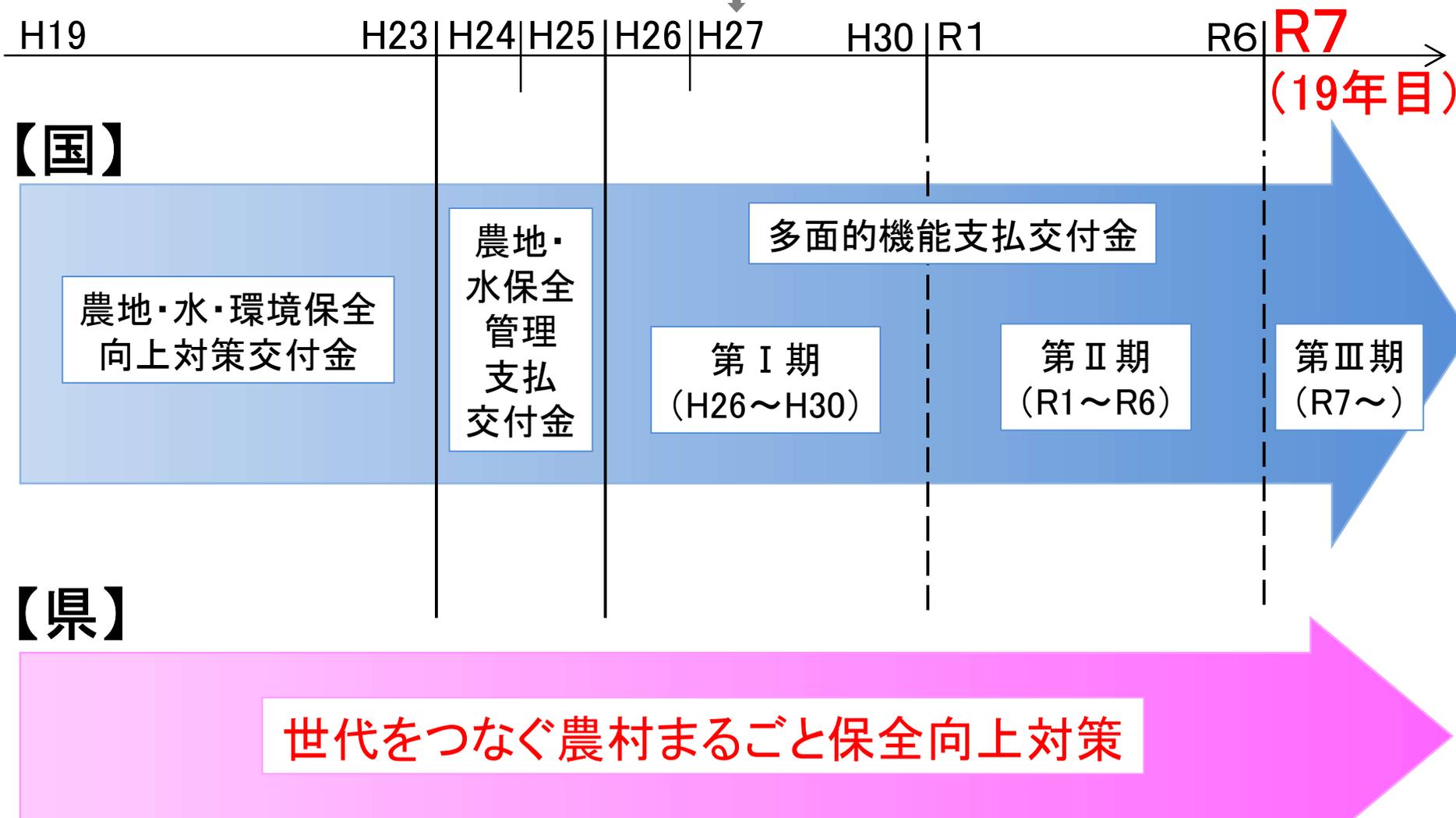
滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室

制度および実施状況

✓ 制度の概要

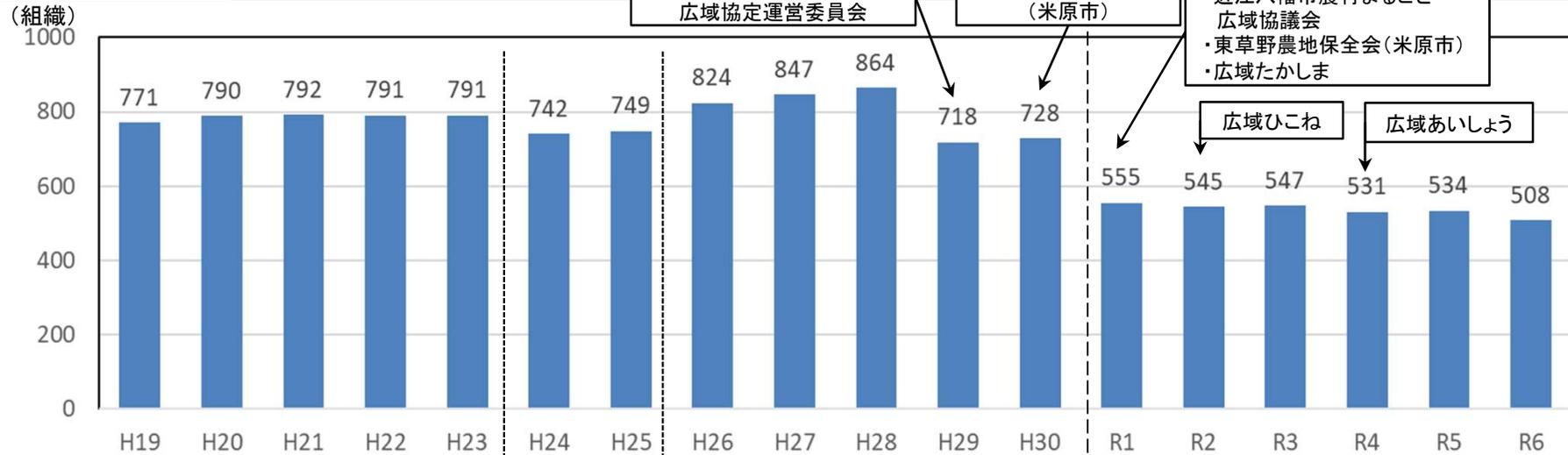
○国および県の制度の移り変わり

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」

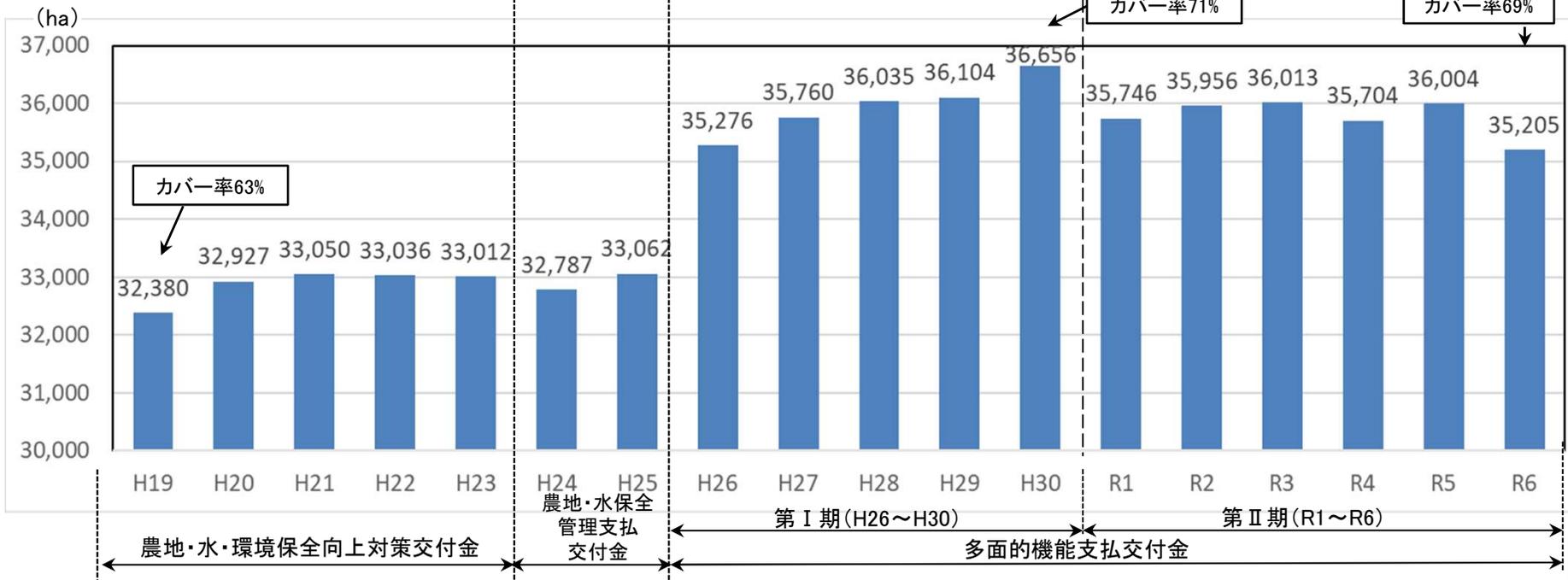


✓ 活動組織数および交付対象面積(農地維持)の推移

◇ 組織数の推移

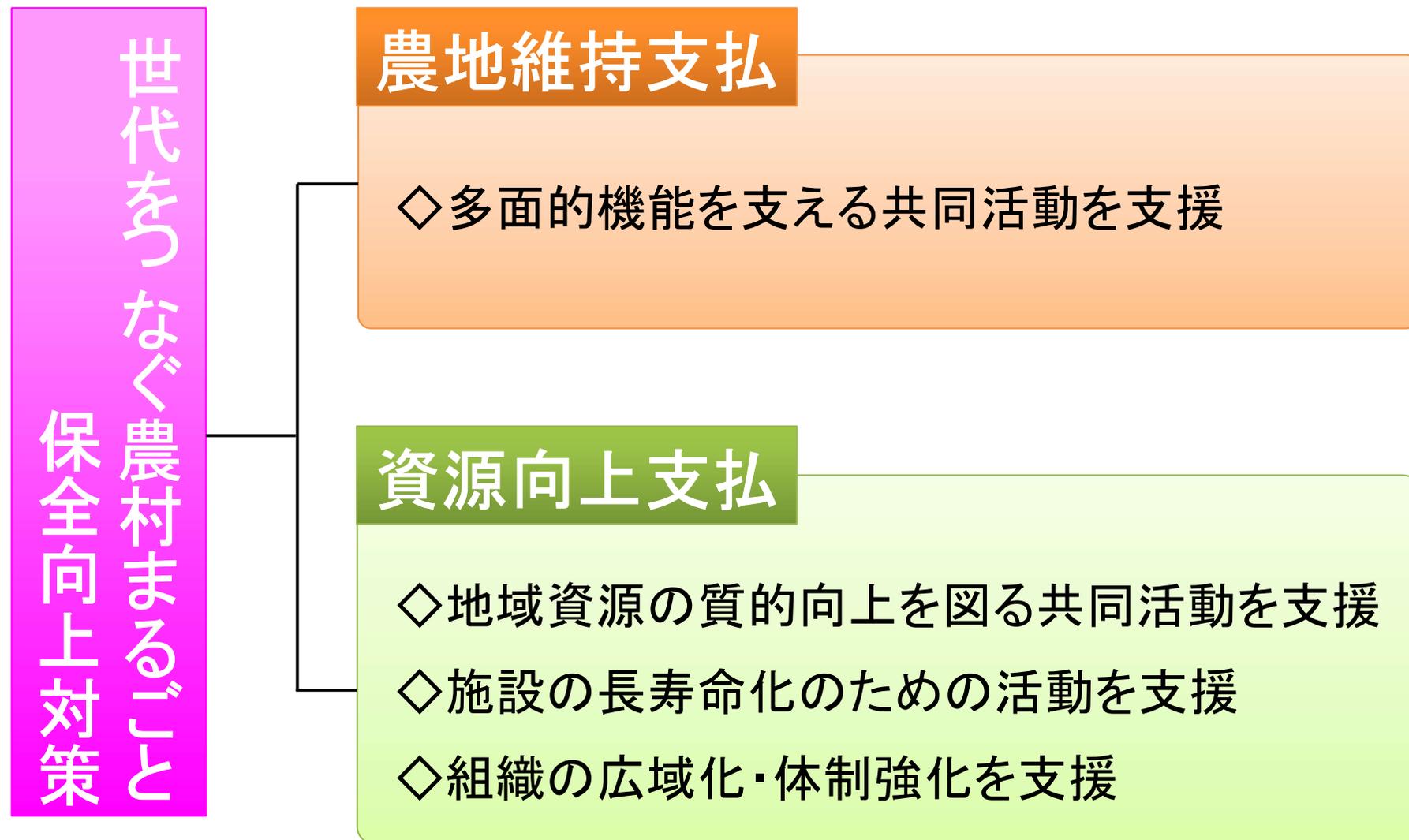


◇ 取組面積(農地維持)の推移



✓ 制度の概要

○世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の構成



✓ 制度の概要

◇支援単価(単位:円/10a)

	農地維持支払	資源向上支払(共同)				資源向上支払 (長寿命化) [上限単価]
		標準型	環境保全型	防災減災型	生態系保全型	
田	2,200	1,300	1,800	1,800	1,800	4,400
畑	1,500	800	1,080	800	800	2,000
草地	180	120	180	120	120	400

◇負担割合

国:50% 県:25% 市町:25%

◇交付対象

活動組織 または 広域活動組織

◇活動期間

5年間

◇活動例

◆農地維持支払
水路の泥上げ



◆資源向上支払(共同)
水路の簡易な補修



◆資源向上支払(長寿命化)
水路の更新



✓ 制度の概要【農地維持支払】

農地維持支払

○支援の対象となる活動

①地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道などについて、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）



組織運営に関する研修
機械の安全使用に関する研修

※研修は、
活動期間中に各1回以上受講

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化などを毎年度実施します。

- (例) ◇ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
◇ 不在地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
◇ 地域住民等との意見交換、ワークショップ、交流会 など



農業者による検討会

✓ 農地維持支払の実施状況(R6)

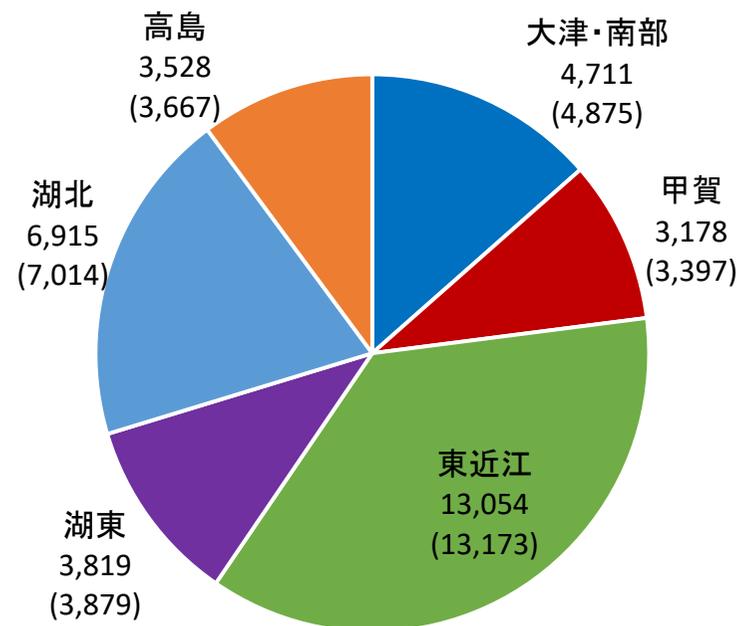
- 令和6年度、県内での取組面積は35,205ha(前年度と比べて-800ha)
- カバー率は、県全体で69%

事務所別取組状況

	対象 組織数	農振 農用地 面積 (ha) ①	交付対象面積		1組織 当り の平均 面積 (ha)	カバー率 (②-③)/①
			(ha) ②	うち 白地等 ③		
県全体	508	50,661	35,205	100	69.3	69%
大津・南部	96	7,109	4,711	36	49.1	66%
甲賀	89	5,364	3,178	0	35.7	59%
東近江	77	17,641	13,054	0	169.5	74%
湖東	57	5,303	3,819	4	67.0	72%
湖北	184	10,302	6,915	60	37.6	67%
高島	5	4,943	3,528	0	705.6	71%

取組面積

35,205ha(36,004ha)



()の数値は令和5年度実績

<参考>

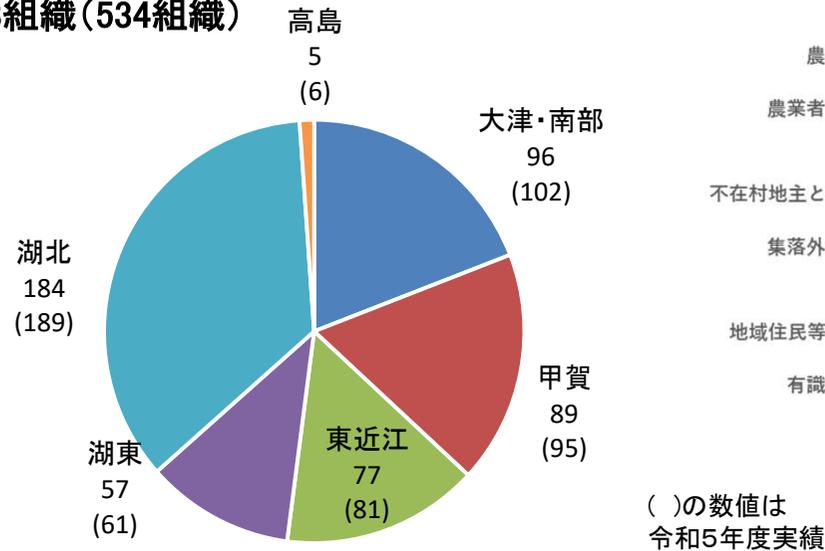
事務所名	市町名	事務所名	市町名
大津・南部	大津市 草津市 守山市 栗東市 野洲市	湖東	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
甲賀	甲賀市 湖南市	湖北	長浜市 米原市
東近江	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	高島	高島市

✓ 農地維持支払の実施状況(R6)

- 県内での取組組織数は508であり、前年度と比べて26組織減少
- 地域資源の適切な保全管理のための推進活動としては、「農業者による検討会を開催」している組織が最も多い
- 活動組織が設定している「構造変化に対応した保全管理の目標」は、「中心経営体型」が最も多く、次いで「集落ぐるみ型」、「多様な参画・連携型」となっている

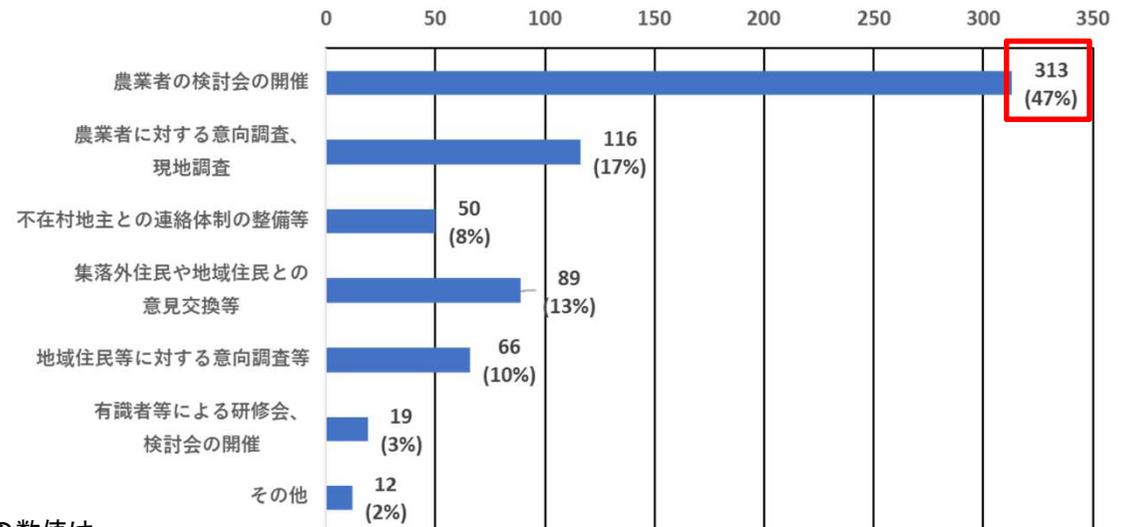
取組組織

508組織 (534組織)

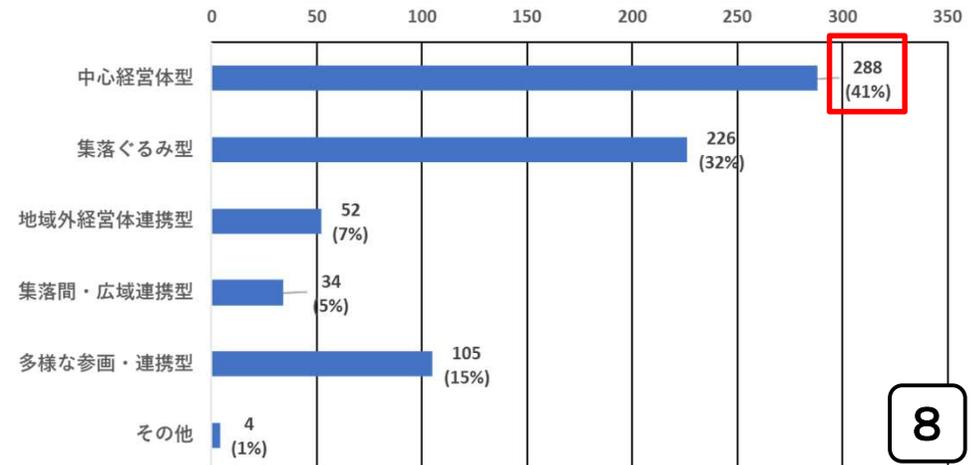


中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
地域外経営体連携型	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
集落間・広域連携型	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
多様な参画・連携型	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
その他	地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

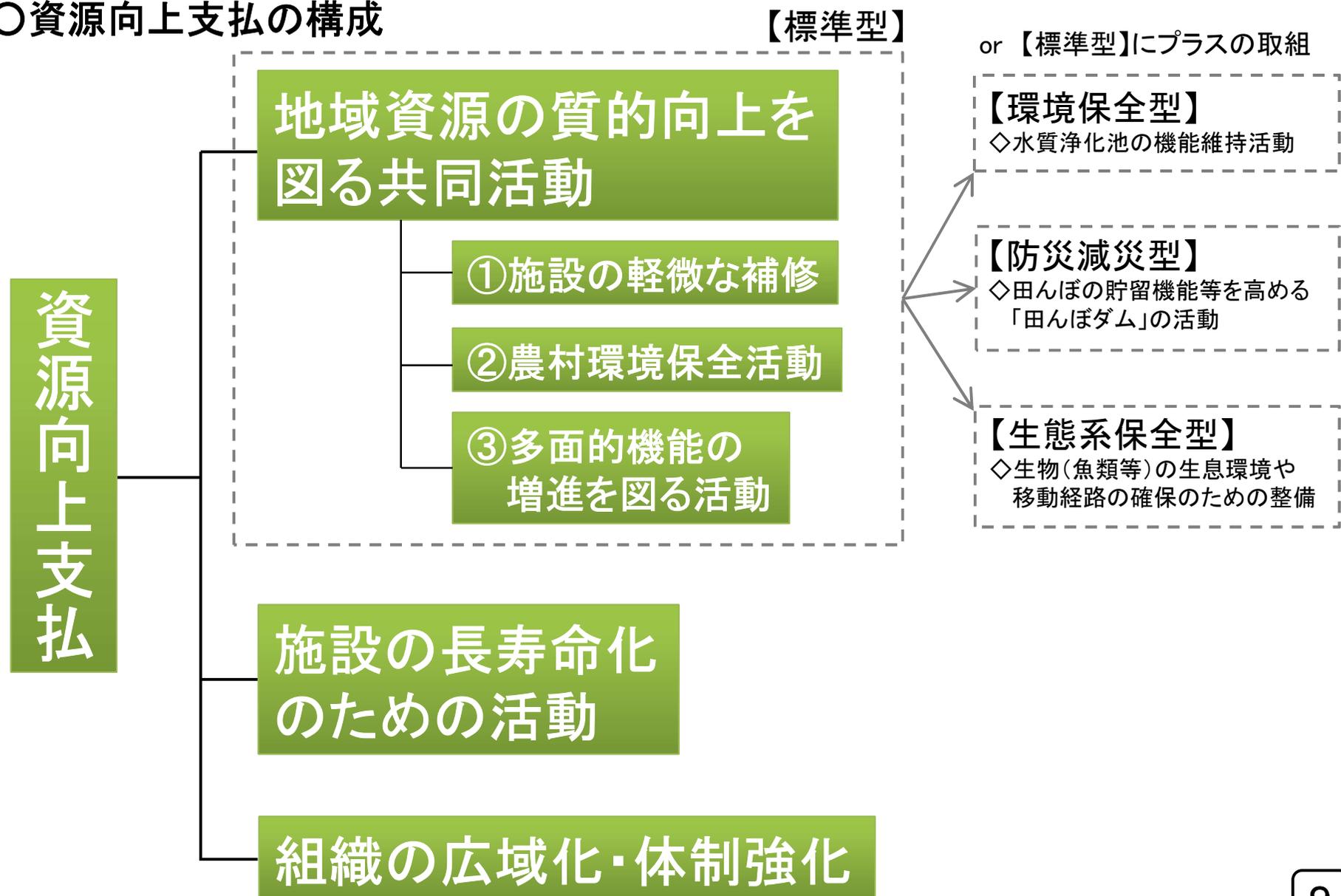


構造変化に対応した保全管理の目標



✓ 制度の概要【資源向上支払】

○資源向上支払の構成



✓ 制度の概要【資源向上支払】

資源向上支払（共同）

○資源向上支払（※共同）の構成

※共同：地域資源の質的向上を図る共同活動

【標準型】

水路、農道等の①施設の軽微な補修、②農村環境保全活動および③多面的機能の増進を図る活動に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

【環境保全型】

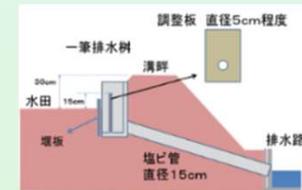
標準型にプラスして、「水質浄化池の機能維持活動」に対し支援します。



浄化池の泥上げ

【防災減災型】

標準型にプラスして、まとまった農地で行う排水調整板の設置管理など、田んぼの貯留機能等を高める「田んぼダム」の活動に対し支援します。



田んぼダムの概要

【生態系保全型】

標準型にプラスして、魚道の設置や水田内水路の設置など、「生物（魚類等）の生息環境や移動経路の確保のための整備」に対し支援します。



水路魚道の設置(堰上式)



水田内水路の設置



魚巣ブロックの設置



石積水路の設置



水田魚道の設置(一筆型)



ピオトップ水田の実施



ワンドの形成



水路からの脱出施設の設置

✓ 制度の概要【資源向上支払】

資源向上支払（共同）

○資源向上支払（共同）の支援の対象となる活動

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道などの機能診断や補修などが対象となります。

計画策定



年度活動計画の策定

実践活動(例)



鳥獣害防護柵の補修・設置



水路のひび割れ補修



カバープランツの植栽

研修(例)



補修に関する研修

機能診断



施設の機能診断



暗渠施設の清掃



水路法面の初期補修



農道の部分補修



機能診断に関する研修

※研修は、活動期間中に1回以上受講

✓ 制度の概要【資源向上支払】

資源向上支払（共同）

○資源向上支払（共同）の支援の対象となる活動

②農村環境保全活動

水質保全や生態系保全などの農村環境の保全を図るための活動が対象となります。
本県においては、水質保全と生態系保全は必須の活動となります。

計画策定



実践活動の計画策定

啓発・普及(例)



地域住民との交流活動



のぼり旗や看板の設置

実践活動(例)



水質保全

水守当番による排水調査



水質保全

透視度調査



生態系保全

生きもの調査



道路法面への植栽



遊休農地への植栽



定期的なゴミ拾い

必須

必須

必須

✓ 制度の概要【資源向上支払】

資源向上支払（共同）

○資源向上支払（共同）の支援の対象となる活動

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づいて行われる下記の活動が対象となります。

- ・遊休農地の有効活用
- ・鳥獣被害防止対策および環境改善活動の強化
- ・地域住民による直営施工
- ・防災、減災力の強化
- ・農村環境保全活動の幅広い展開
- ・やすらぎ、福祉および教育機能の活用
- ・農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

また、水質保全活動、生態系保全活動、多面的機能の増進を図る活動のいずれかに関する次の広報活動を実施する必要があります。

- ・チラシやパンフレットの配布や掲示
- ・看板やポスター等の設置、掲示
- ・ホームページの開設、更新
- ・行政機関や関係団体等の広報誌やホームページへの掲載
- ・各種イベント等での活動内容等の紹介
- ・**地域外からの呼び込み** など



遊休農地を利用したコスモス植栽



ホームページやパンフレット等による広報

✓ 制度の概要【資源向上支払】

資源向上支払（長寿命化）

○資源向上支払（※長寿命化）の支援の対象となる活動 ※長寿命化：施設の長寿命化のための活動

整備後30年以上経過し、老朽化が進む農地周りの水路の長寿命化のための補修・更新の活動に対し、対象となる農用地面積に応じて支援します。

（原則、1路線 工事1件当たり200万円未満となります。）

水路整備 用水路

整備後30年以上経過した用水路（付帯施設を含む）のうち、機能診断（施設の状況をA、B、Cの3段階で評価する用水路の劣化度判定）を実施したうえで、最も劣化の進行しているC判定の割合の多い用水路を補修・更新する活動が対象です。



用水路の更新

水路整備 生物多様性水路

整備後30年以上経過した排水路の補修・更新のうち、生きものが生息できる場所の確保（生息、成育環境の確保）または水田と排水路を魚道などをつなぎ、連続性が確保（移動経路が確保）できる施設などを整備する活動が対象です。



生物多様性排水路の補修



魚道を遡上するコイ

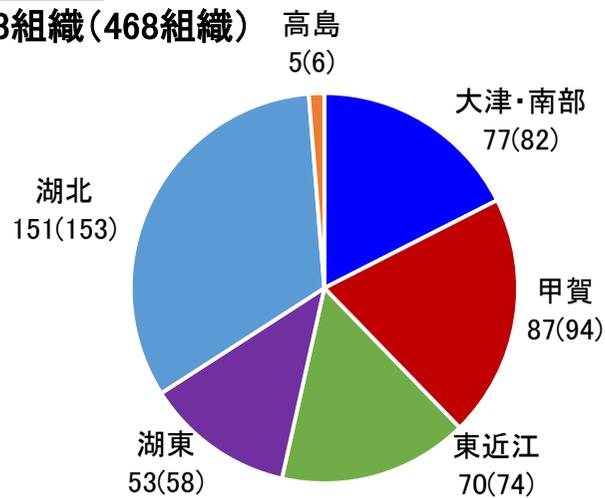
✓ 資源向上支払【共同】の実施状況(R6)

	対象 組織数	農振 農用地 面積 (ha) ①	交付対象 面積 (ha) ②	1組織当 たりの平均 面積 (ha)	カバー率 ②/①
県全体	443	50,661	33,442	75.5	66%
大津・南部	77	7,109	4,618	54.1	59%
甲賀	87	5,364	3,149	36.2	59%
東近江	70	17,641	12,884	184.1	73%
湖東	53	5,303	3,719	70.2	70%
湖北	151	10,302	5,994	39.7	58%
高島	5	4,943	3,528	705.6	71%



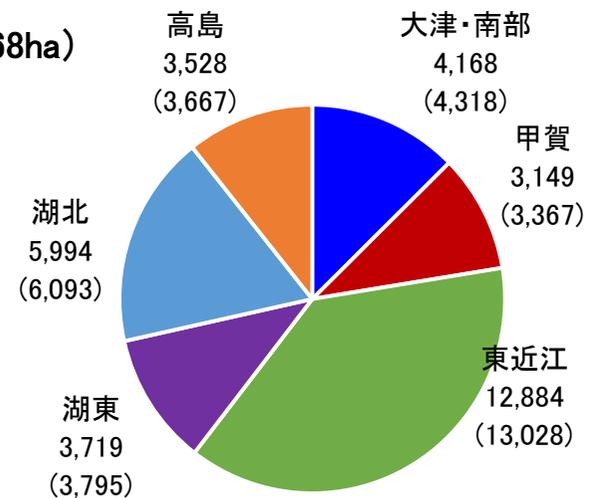
取組組織

443組織(468組織)



取組面積

33,442ha(34,268ha)



()の数値は
令和5年度実績

✓ 資源向上支払【長寿命化】の実施状況 (R6)

	対象 組織数	交付対象 面積 (ha)
県全体	25	2,514
大津・南部	5	486
甲賀	10	240
東近江	5	521
湖東	0	0
湖北	3	77
高島	2	1,190

■ 用水路整備

整備後30年以上経過した用水路(附带施設を含む)のうち、機能診断を実施したうえで、最も劣化が進行していると判定された用水路を補修、更新する



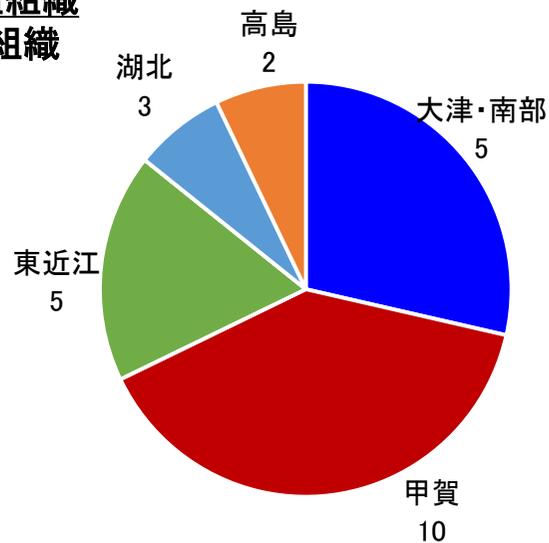
■ 生物多様性排水路整備

整備後30年以上経過した排水路の補修、更新にあわせて、生きものが生息できる場所の確保または水田と排水路を魚道などにつないで連続性を確保する施設の整備を行う

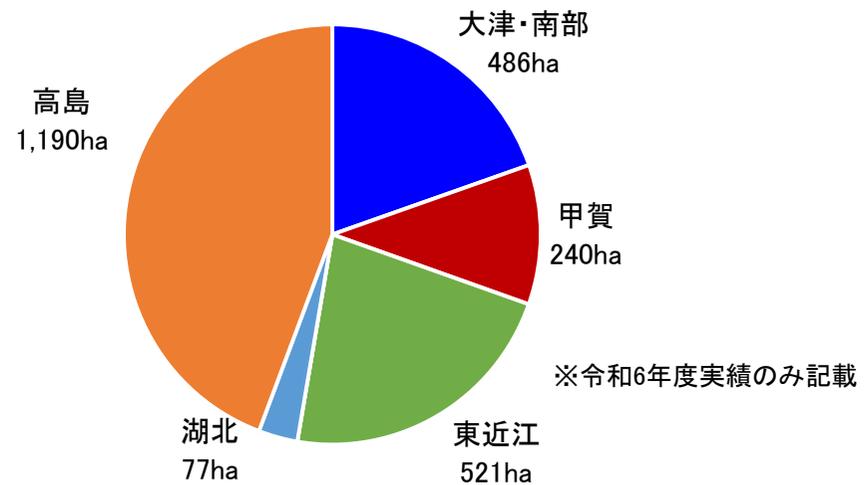


資源向上支払 (長寿命化)	更新	補修	合計
水路整備延長	1.94km	1.56km	3.50km

取組組織
25組織

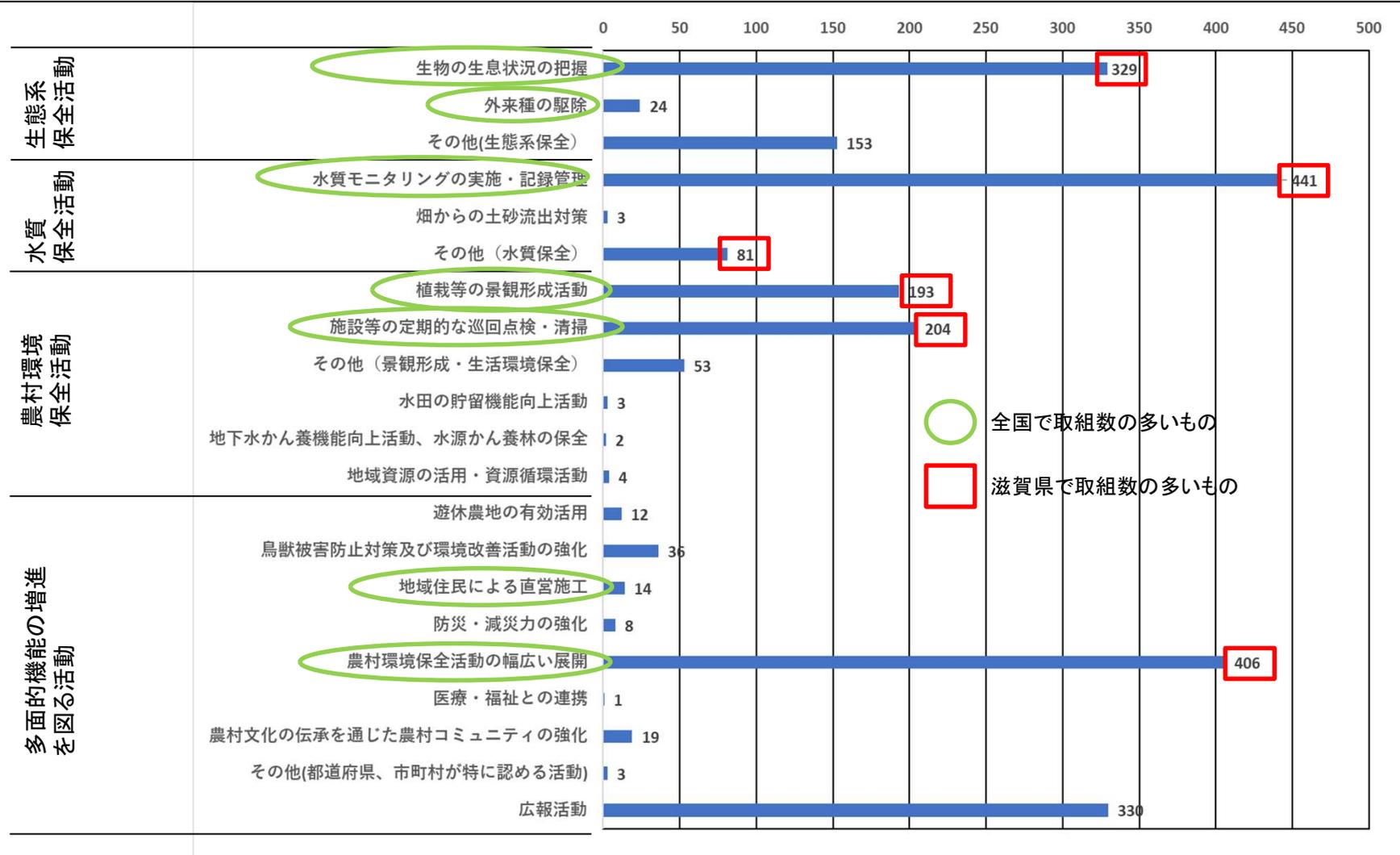


取組面積
2,514ha



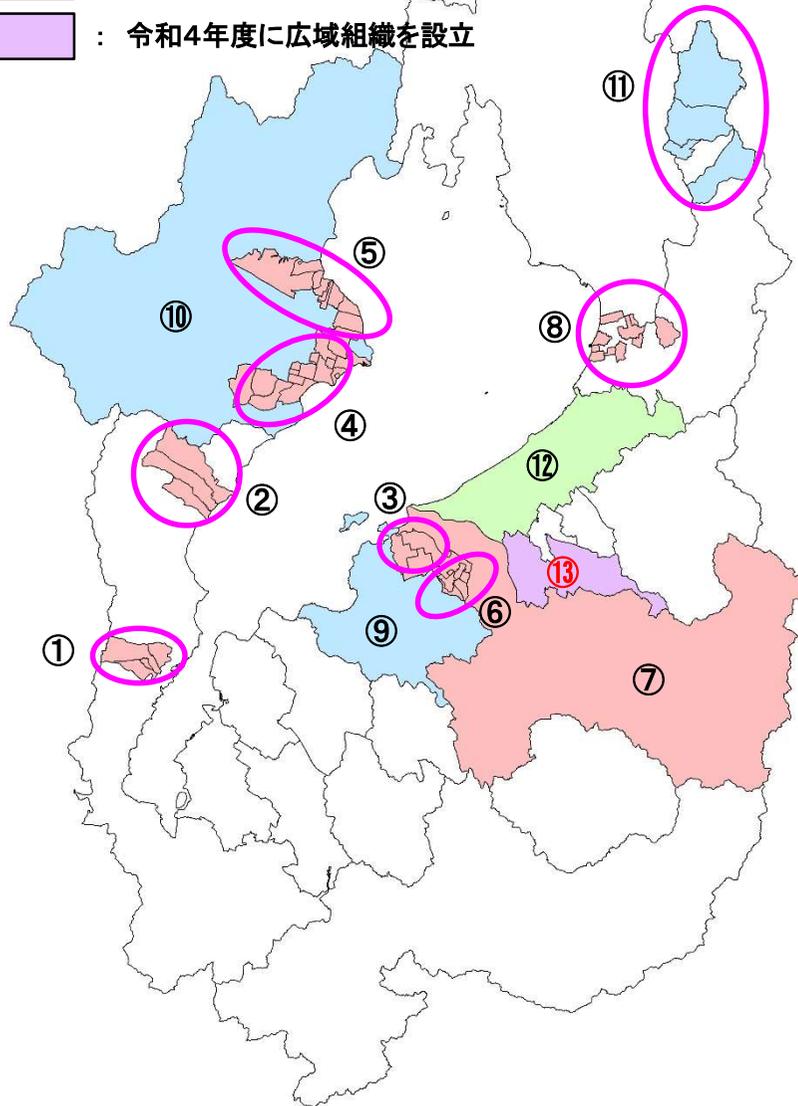
✓ 資源向上支払の実施状況(R6)

- 県内では、資源向上(共同)に取り組む443組織が、農村環境保全活動として「生態系保全」および「水質保全」に取り組んでいるほか、414の組織が「多面的機能の増進を図る活動」にも取り組んでいる。
- 「多面的機能の増進を図る活動」としては、「農村環境保全活動の幅広い展開」および「広報活動」を実施している組織が多い。



✓ 活動組織の広域化推進状況

- : 広域活動組織設立済み(平成30年度まで)
- : 令和元年度に広域組織を設立
- : 令和2年度に広域組織を設立
- : 令和4年度に広域組織を設立



	広域組織名称	市町名	年度	タイプ
①	仰木を守る会	大津市	H19	旧村単位
②	大比良まるごと保全の会	大津市	H19	改良区単位
③	大中環境保全の会	東近江市 近江八幡市	H19	改良区単位
④	鴨川水土里グループ	高島市	H19	改良区単位
⑤	水土里を守る会新旭地区	高島市	H19	改良区単位
⑥	小中之湖地域環境保全会	近江八幡市 東近江市	H24	改良区単位
⑦	東近江市農村まるごと保全 広域協定運営委員会	東近江市	H29	市町単位
⑧	天の川水土里保全会	米原市	H30	改良区単位
⑨	近江八幡市農村まるごと 広域協議会	近江八幡市	R1	市町単位
⑩	広域たかしま	高島市	R1	市町単位
⑪	東草野農地保全会	米原市	R1	旧村単位
⑫	広域ひこね	彦根市	R2	市町単位
⑬	広域あいしょう	愛荘町	R4	市町単位

